

松本市奈川移住×婚活モデルツアー業務委託仕様書

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が奈川移住×婚活モデルツアー業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な基本的事項について定めるもの。

1 業務名

松本市奈川移住×婚活モデルツアー業務

2 業務の目的

奈川地区は人口減少と少子高齢化が著しく、あわせて近年は人口の減少スピードが加速していることや少子化が顕著となっていることから、地域の存続が危ぶまれている状況にある。そのため、地域と行政、関係機関が連携して将来の姿を共有し課題の解決につなげていく取組みを行っている。

こうした取組みをバックアップとともに、松本市への交流・関係・定住人口の増加を図るため、婚活をフックに奈川地区を目的地とした移住促進モデルツアーを実施することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

(1) イベントの企画・実施

ア 時期

契約期間内において、奈川地区の魅力が伝わる時期を選定すること。

イ 対象

地方暮らしに興味があり、結婚相手を探している18歳以上の者。ただし、業務の目的に照らしてより効果的だと判断する場合は、さらに限定することを妨げない。

ウ 参加人数

24名程度（男女各12名程度）

エ 実施場所

集合場所と解散場所は松本駅周辺、目的地は奈川地区とする。奈川地区の魅力が伝わる目的地を選定すること。

オ 内容

奈川地区の魅力を体感しながら男女の交流を図る体験型の婚活イベントとすること。また、参加者に対し長野県及び松本市の結婚支援に関する情報や、市外在住者に対し松本市への移住等に関する情報提供を行うこと。提供する情報については発注者が提供することも可能とする。

イベント開催時にアンケートを実施するなど、参加者の意見を聴取すること。

(2) 参加者への事前サポート

ア 対象

参加者（男女とも）

イ 内容

イベントでの体験をより良いものにするため、イベント当日の不安を取り除き、自身の魅力を十分にアピールできるよう、イベント参加者に対し男女別に

事前セミナーを実施すること。なお、当日イベントの最初に実施することも可能とする。

(3) イベントの告知及び参加者募集

イベント開催前に、イベントの告知と参加者募集に関する広報を実施すること。自社ホームページ申込サイト等により、参加希望者からの質問対応や申込受付等を行うこと。

(4) チラシ及びバナーの作成

イベント告知チラシ及び各種募集サイトやSNSで利用可能なバナーを作成すること。二次的な利用ができるデータとし、チラシについては必要に応じて印刷もを行うこと。

(5) 委託料に含まれる費用

ア イベントの企画、準備、当日運営費用

イ 参加者の募集に係る費用（チラシ等作成費含む）

ウ イベント当日のバス借上料（2台）

エ イベント保険料（イベント参加者を対象）

(6) 委託料に含まれない費用（対象外経費）

ア 参加者に係る体験料や飲食代等の経費（参加者の実費負担とすること。なお、参加者の負担額は1人あたり1万円以下を目安とし、実費以外の負担を強いてはならない）

イ 汎用性のある機器及び事務用什器等の購入経費

ウ 受注者に係る通常の職員人件費及び運営経費など、提案のあった取組みの実施に直接必要のない経費

エ 委託期間の間に実施されない取組みに係る経費

(7) その他

ア 業務内容全体において、旅行業法等関係法令を遵守した内容とすること。

イ イベント参加者を対象としたイベント保険に加入すること。

5 受託者の責務

(1) 受託者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。

(2) 受託者は本業務の遂行にあたり、発注者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者の責任とする。

6 業務報告書の提出

受注者は、業務が終了した後、業務報告書を1冊提出すること。報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。なお、電子データも納品すること。

7 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は報告書を提出し、検収に合格後、委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

8 著作権等の取扱い

(1) 受託者が納品する成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者による二次利用を可能とする。

(2) 受託者は成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利

を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

9 個人情報保護・秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得たすべての情報について、外部に漏らし、また他の目的に利用してはならない。
なお、契約期間が終了した場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律、松本市個人情報保護条例及び同施行規則を遵守し、適切な個人情報保護措置を講ずること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等、国内外の情勢を注視し、発注者と協議しながら事業を実施すること。なお、状況によっては、業務内容の変更または一部停止になる可能性がある。

11 担当

松本市住民自治局移住推進課 担当：小沢

TEL 0263-34-3193

FAX 0263-34-3493

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。